

令和 3 年 9 月 27 日

湖西市長 影山 剛士 様

湖西市一般廃棄物処理業等合理化検討審議会

委員長

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬・処分業務のあり方について（答申）

令和 2 年 11 月 9 日付湖環廃第 201 号にて諮問のあった事項について慎重審議した結果、下記のとおり答申する。

記

1 答申内容

一般廃棄物の適正な処理を継続的・安定的に実施していくことは、市の重要な責務である。

その大前提のもと、市民からの貴重な税や料金等を適切に活用すべく、し尿等収集運搬に係る業務効率の向上や経費削減等、社会情勢の変化に応じて不断の見直しを行っていくことが不可欠である。

他方で、実質的な処理は業者が責任を持って担い、市の衛生保持に貢献してきたことから、制度の変更・見直しを行う際には、業者のこれまでの貢献を評価するとともに、業者と十分な協議ならびに情報共有を行い、より一層の強固な信頼・協力関係を築いていくことが肝要である。

また、変更・見直しにあたっては、市民に対して適切な周知を行い、説明責任を果たすとともに、混乱を及ぼすことのないよう努めること。

①委託業務（し尿収集運搬業務）について

し尿収集運搬業務に関して、下水道整備や人口減少が進む中、現行のし尿収集運搬体制を維持したままでは非効率性が拡大していくことが避けられず、その是正・改善が不可避である。

現状の委託制と比較して許可制は業者の裁量を大きく拡大し、業者の創意工夫による業務効率の向上により市の衛生保持に資するものであると考えられる一方、許可制への移行は業者の経営基盤に影響を与え、業務の安定性の観点からも懸念が示されていることから、まずは、委託制のもとで改善に努めるとともに市と業者は十分な協議を行うことで許可制の課題を共有しつつ、その利点を最大限活かせるよう努めること。また、許可制への移行の際には、適切な準備期間を設けること。

②許可業務（浄化槽汚泥収集運搬及び仮設トイレのし尿収集運搬業務）について

浄化槽汚泥及び仮設トイレのし尿収集運搬業務に関して、一般廃棄物の適正処理を継続的・安定的に実施していく観点から、廃掃法、環境省通知（平成 26 年 10 月 8 日付）、市の一般廃棄物処理計画等を踏まえつつ、現在の許可区域について早急に再編を行うことが望ましい。

再編に際しては、区域割の撤廃による市民の業者選択の自由が尊重されるべきではあるものの、需給の変動による業者への影響が懸念されることから、まずは市と業者はより一層の強固な信頼・協力関係の構築のもと、望ましい再編へ向けて十分な協議を尽くすこと。また市民に対して混乱を及ぼすことのないよう努めること。

将来的に区域割の撤廃により見直しする場合においては、需給の変動への配慮や過当競争とならないための制限を付与するなど、適切な対策を講じること。

③し尿等処分料金について

し尿等処分料金に関して、まずは受益者負担の導入について考え方を整理する必要がある。市民生活への影響や、全国的な廃棄物処分の受益者負担の動向等に関して情報を収集するなど注視をしつつ検討することが望ましい。

以上